

健康ニュース

ホームページ ● <http://www.jeol-kenpo.com/>



就任のご挨拶



常務理事 福島 一則

日本電子健康保険組合の常務理事就任にあたり、組合員の皆様にご挨拶申し上げます。

今期より従来の専任常務理事体制を変更し、日本電子総務本部との兼任となりますが、本社との連携をより緊密に保ちながら健康事業の遂行に邁進してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

さて、昨今の企業健康保険組合を取り巻く情勢は、新聞報道等でもご承知のとおり、政府管掌の健康保険財政等の悪化や2008年度からスタートする75歳以上の高齢者を対象とした「高齢者医療制度」への支援金負担が新たに加わり、非常に厳しい状況にあります。40年余の歴史を誇る我が日本電子健康保険組合も残念ながらその例外ではありません。組合員と企業双方の応分の負担と健保職員が弛まぬ努力に支えられた健全な運営も、当事者能力を超えた「外圧要因」により、収支的に予算を許さない状況にあるとの報告を受けております。

ご承知のように、健康保険組合の財政は企業業績そのものに支えられています。組合員と企業の保険料増加には好業績が不可欠です。組合員増加のための採用も安定的な企業の成長が見込めてこそ継続的に続けられます。

組合員の心身の健康は、企業の原動力であり成長のための絶対条件であることは異論のないところです。こうした観点からすると、健康事業の運営の重点が、疾病予防のための施策に軸足を移していくのは自明の理と言えるでしょう。疾病時の「守りの支出」から予防のための「攻めの投資」が肝要であり、健康事業としての位置付けもますます上昇していくものと考えられます。

国もこの4月からメタボリックシンドローム内臓脂肪症候群に着目した健診と保健指導をスタートさせました。当健保でもこれに呼応して対応してまいります。組合員の皆様におかれましても、生活習慣病予防のための新しい健診・保健指導を積極的に活用し、バランスの取れた食生活と適度な運動習慣を身に付けましょう。

さて、長年にわたり日本電子健康保険組合の運営にご尽力いただいた塚本常務理事と石原事務長が交代されました。当健康事業の遂行にご尽力いただいたお二人に、改めて感謝を申し上げる次第です。

2008年度がいよいよスタートしました。末岡新事務長と職員と共に、組合員の皆様の視点に立った運営を目指し、一致協力して事業運営にあたる所存です。従来にも増してのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年度

事業計画・予算

医療制度改革が逆風
設立以来最悪の赤字予算

去る2月15日に開催した第108回組合において、平成20年度事業計画および収入支出予算を決定しました。予算は多額な納付金により2億1577万円もの赤字になりました。赤字予算のもとでも事業の削減は行わず、従来事業を継続します。保険料率は健康保険料率・介護保険料率ともに、現行のままとしました。

1. 医療制度改革の影響

この4月から大規模な医療制度改革が施行されました(次ページ参照)。

この改革に対して、全国健康保険組合の関係者が切望したのは財政不安の解消でした。高騰を続けてきた拠出金に変わり、新たに高齢者医療への支援等の納付金が設けられましたが、全体として負担は軽減されると関係者の誰もが期待しました。まだ全容は明らかではありませんが、伝わってくる情報ではこの期待は完全に裏切られました。多くの健康保険組合にとってより大きな財政圧迫という結果になっているようです。その最大の要因は、前期高齢者(65~74歳)の医療費を、当組合の加入者でない分も負担する制度になったこと、その額が予測外の多額であったことです。

2. 予算編成状況

財政圧迫は当組合も例外ではなく、納付金総額は拠出金時代を推算して、過去最高額の6億7713万円にもなりました。これに高齢化・医療高度先進化による保険給付費増大もあって、一般勘定は昭和41年の当組合設立以来最悪の2億1577万円もの赤字予算となりました(詳細は別表「平成20年度収入支出予算概要表」参照)。20年度は別途積立金を取

り崩すことで補填することができず、次年度は厳しい状況が危惧されます。

なお、介護勘定は、右肩上がりに移行していた介護納付金が横這いに転じたことから、余裕のある予算編成となりました。

3. 保険料率

平成20年度はこれにより最悪の赤字予算となりました。しかし、事業主・被保険者双方に負担を与える保険料率変更は行いません。一般保険料率は前年度同率の1000分の64を維持します。

また、介護保険料率も現行の1000分の10を維持します。

4. 保健事業

当組合では組合員の健康を維持・増進するため、従来から保健事業に積極的に取り組んできました。厳しい予算ですが、従来事業を継続させ、より効果的な運営を指向します(詳細は別表「平成20年度保健事業」参照)。

また、医療保険者に義務化される特定健診・特定保健指導にも取り組みます。

このように医療制度改革が逆風となった健康保険財政に対しては、全国健康保険組合が結束して変革を求めているかなければなりません。その状況の中でも内部でできる自助努力は継続していきます。

平成20年度 収入支出予算概要表

一般勘定

◆収入の部

科 目	予算額(千円)
健康保険収入	1,361,160
保険料	1,360,405
国庫負担金収入	754
その他	1
調整保険料収入*	26,195
繰入金	251,000
退職積立金繰入	1,000
別途積立金繰入*	250,000
国庫補助金収入	1,770
拠出金負担助成金*	1
特定健診指導助成金	1,769
財政調整事業交付金*	27,561
雑収入	9,104
利子収入	2,098
施設利用料	4,240
その他	2,766
収入合計	1,676,790
経常収入(*を除く)	1,373,033

◇支出の部

科 目	予算額(千円)
事務所費	62,480
組合会費	622
保険給付費	726,804
法定給付費	703,300
付加給付費	23,504
納付金	677,133
前期高齢者納付金	203,018
後期高齢者支援金	245,185
病床転換支援金	156
退職者給付拠出金	132,527
老人保健拠出金	96,247
保健事業費	117,441
還付金	102
保険料還付金	100
調整保険料還付金*	2
財政調整事業拠出金*	26,195
連合会費	823
積立金	3,000
その他	400
予備費*	61,790
支出合計	1,676,790
経常支出(*を除く)	1,588,803

経常収支差 △215,770



予算基礎数値

	健康保険	介護保険(40~64歳)
●被保険者(本人)	男 2,650人 女 450人 計 3,100人	男 1,500人 女 150人 計 1,650人
●被扶養者(家族)	3,454人	912人
●平均標準報酬月額	484,800円	602,500円
●年間総賞与額	3,659,860千円	1,807,080千円
●保険料率	事業主 36/1000 被保険者 28/1000 計 64/1000	5/1000 5/1000 10/1000

介護勘定

◆収入の部

科 目	予算額(千円)
介護保険収入	137,365
繰越金	900
雑収入	50
収入合計	138,315

◇支出の部

科 目	予算額(千円)
介護納付金	116,581
介護保険料還付金	300
積立金	21,434
支出合計	138,315



4月から

医療制度が 大きく 変わりました

◆新たな高齢者医療制度の創設

65歳以上の人を高齢者とし、65～74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と呼びます。

前期高齢者は今までどおりの医療保険（健康保険組合・共済組合・国民健康保険等）に加入しますが、その医療費は国民全体で負担することになりました。

一方、後期高齢者は創設された新制度『後期高齢者医療制度』に移ります。具体的には75歳の誕生日をもって、今までの医療保険から抜けて新制度に加入します。これは自分の意志で選択できるのではなく、全員が移らなければいけません。

新制度は都道府県を単位とした広域連合が運営します。ただし、保険料の納付、各種申請書の提出、被保険者証の引渡しなどは市区町村の窓口で行います。

一昨年6月の通常国会で医療制度改革関連法が成立し、健康保険に関する改革は一昨年10月・昨年4月そして今年4月の3段階に分けて施行されました。その中でも今年4月施行分は、昭和33年の国民皆保険制度実現以来の大改革と言われています。

この改革の内容については、健保ニュース163号（昨年4月発行）で『健診と保健指導の実施が義務づけられます』、164号（昨年7月発行）で『健康保険が大きく変わります』、165号（昨年10月発行）で『後期高齢者医療制度が発足します』、さらに166号（今年1月発行）で『「高齢者医療に係る凍結策」が実施されます』の特集を組んで、皆様にお知らせしました（当組合ホームページの健保ニュースバックナンバーで閲覧することができます）。

この改革について、組合員の皆様に影響が大きい部分のみをあらためて解説します。

独立した制度ですので、後期高齢者自身も保険料を払い、医療費の自己負担も生じます（ただし、これまで健保などの被扶養者だった方の保険料については高齢者医療に係る凍結策により当面の負担軽減が図られました）。

◆健診・保健指導の義務付け

生活習慣病予防の徹底を図るため、40～74歳の社員・家族全員に健診・保健指導を実施することが、健康保険組合等に義務付けられました。

その内容は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、健診結果をもとに、医師・保健師・管理栄養士等が生活習慣の改善に関する動機づけを行い、該当者自らの意思で行動変容に結びつけるというものです。

これにより、今年度の健康診断から40歳

以上の人に腹囲の測定が加わります。男性は85cm以上、女性は90cm以上の腹囲がメタボリックシンドロームを判定する基準の一つになります。

◆乳幼児の自己負担軽減の範囲拡大

これは少子化対策の一環として行われるものです。

これまで3歳未満の乳幼児の医療費自己負担は2割でしたが、義務教育就学前までに範囲が拡大されました。義務教育就学前とは、6歳の3月31日までです。つまり、小学校に入学する前日までとなります。

◆70～74歳の医療費自己負担の引き上げ

現在では70歳以上の高齢者は、医療費の1割（所得によっては3割）を負担しています。これが2割に引き上げられました（ただし、これも高齢者医療に係る凍結策により、1年間据え置かれることになりました）。

平成20年度 保健事業

① 保健意識の啓発・・・保健指導宣伝

- ◆機関紙「健保ニュース」の発行（年4回）
- ◆情報誌「健保かわら版」の発行（適時）
- ◆「医療費のお知らせ」の配布（毎月）
- ◆「すこやかファミリー」を海外駐在員向けに配布（年4回）
- ◆育児誌「赤ちゃん和妈妈」を1歳未満の子供がいる家庭に配布（年12回）
- ◆健康者を表彰（年1回）
- ◆健保ホームページの公開

② 病気の予防と早期発見

- ・・・疾病予防
- ◆生活習慣病予防健康診断の実施（年1回）
- ◆主婦健康診断の実施（年1回）
- ◆節目健診を一定年齢の

- 被保険者に実施（年1回）
- ◆選択方式遠隔検診の実施（年1回）
- ◆歯科健康診断（年1回）
- ◆無料歯科健康診断（随時）
- ◆若年層への婦人科検診の実施（年1回）
- ◆ヘリカルCTによる肺がん検診の実施（年1回）
- ◆超音波検診の実施（年1回）
- ◆流行性感冒対策（うがい薬の備付）
- ◆インフルエンザ予防接種の実施（年1回）
- ◆海外駐在員・家族向け日本語電話健康相談の開設（24時間対応）
- ◆海外駐在員・家族向け家庭用常備薬の配布（随時）
- ◆メンタルヘルスカウンセリングの開設（随時）
- ◆自動血圧計の設置・維持（常時）

③ 体力づくり・健康づくり

- ・・・体育奨励
- ◆トレーニングルーム開放（昼休み）
- ◆テニスコート（山中湖保養所に併設）
- ◆ウォーキング運動

④ 心身のリフレッシュ・・・保養所

- ◆山中湖保養所の開設（常時）
- ◆契約リゾート施設の利用（常時）
- 「セラヴィリゾート泉郷」、「ラフォーレ倶楽部」、「リゾートトラスト」、「東急ハーヴェスト」
- ◆保健施設宿泊補助（関東地区以外）

⑤ 【新事業】

- メタボリックシンドローム対策
- ◆40～74歳を対象に健診（年1回）と保健指導（随時）



保険証を新デザインに変更

この3月に健康保険被保険者証(以下「保険証」といふ)の更新を実施しました。従来の青色のプラスチックカードがオレンジ色のものになりました。今までの青色の保険証は4月1日以降は使用することができません。

保険証は身分証明書にもなりますので、大切に保管してください。特に小さなお子様の保険証は、保護者による管理をお願いいたします。もしも紛失した場合は、再発行手数料として1枚につき1000円(3月まで2000円だったものを変更)を徴収します。

新しい保険証が扶養資格の無いご家族に交付されている場合は、被扶養者異動届(減少)を添えて、事業所担当者経由で返却してください。この4月に就職された家族も同様に返却してください。被扶養者異動届の用紙は、当組合のホームページからダウンロードすることができます。

今回の更新は5年後の予定です。

ウォーキング運動名称変更
ヘルスチャージウォーキング

健康づくり・体力づくりの一環として、平成5年度から取り組んできたウォーキング運動を、昨年度からバージョンアップをして「ウォーキングマイレージ」として実施してきました。今般その名称を「ヘルスチャージウォーキング」と変更しました。

名称を変更しても内容は変わりません。年間を通して常時実施している方式で、累計歩数に応じて記念品と交換できる仕組みです。

このヘルスチャージウォーキングの特長は、いつからでも参加できることです。まだ申し込んでいない人も、ぜひ参加ください。詳しくは当組合ホームページの「健康づくり事業」を参照ください。

月刊育児雑誌
「赤ちゃん和妈妈」送付のご案内

当健保組合に加入している組合員で、本人または配偶者が出産した場合に「赤ちゃん和妈妈」という月刊育児書を1年間送付しています。

毎月、誕生した赤ちゃんを調べて、業者から自宅へ直接郵送するように手配しています。該当する人を、被扶養者異動届または出産育児時金請求書で確認していますが、届出が遅れた場合には送付開始が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

該当しているはずなのに送付されない場合は、健保組合にご連絡ください。

詳しくは当組合ホームページ「健康づくり事業」コンテンツの「赤ちゃん和妈妈」をご覧ください。

海外駐在員向けに
家庭用常備薬を配布

海外に駐在している組合員とご家族のために、日本で市販している医薬品を配布しています。海外では手に入りにくい日本の市販薬をご家庭に常備して、救急時の対応や健康管理に役立ててもらうためのものです。

赴任時や一時帰国時に、ご本人が希望する医薬品を申し込み、健保組合からお渡しする仕組みです。該当される方は、ぜひお申し込みください。詳しくは、当組合ホームページ「健康づくり事業」コンテンツの「海外駐在員向け常備薬配布」をご覧ください。

トレーニングルームを使いましょう！

スポーツホールの北側にトレーニングルームがあります。こちらには健康・体力づくりに役立つエルゴメーターや腹筋台、ストレッチャットなどが備え付けられています。お休み時

間の空いた時間に活用し、皆さんの健康づくりにお役立てください。こちらについてのお問い合わせは健保組合までお願いします。

生活習慣病予防健康診断の開始

毎年、事業主と共同で実施している生活習慣病予防健康診断を5月中旬から9月中旬まで順次行います。

詳細については、事業所の担当者から案内があります。また、任意継続被保険者には、健保組合から4月中旬頃に案内書をお送りします。

なお、今年度からメタボリックシンドロームの判定のために、腹囲の測定が追加になります。

主婦健康診断の案内

奥様方を対象とした主婦健康診断を今年も実施します。生活習慣病予防健康診断と同様に、今年度から腹囲の測定が追加になります。

詳しく案内書は5月上旬にご自宅へ郵送します。受診は7月からです。健康診断機関によって時期に違いがありますので、ご了承ください。

平成20年度健保組合主催健康診断予定表

診断内容	対象者	実施予定月
節目健診	45・50・55歳の被保険者	5～7月
生活習慣病予防健康診断	35・38・40歳以上の被保険者	5～9月
主婦健康診断	被扶養者で主婦および40～74歳のその他の家族	7～11月
超音波検診	被保険者	7月
選択方式遠隔検診	被保険者・被扶養者	10月
肺がん検診	被保険者・被扶養者	1月
婦人科検診	被保険者の女性(若年者)	11～1月
歯科健診	被保険者	10月
無料歯科健診	被保険者・被扶養者	年間

組合の現勢(平成20年2月末現在)

一般保険	介護保険
●被保険者数 3,167名 (男子2,682名 女子485名)	●該当被保険者数 1,704名 (男子1,531名 女子173名)
●被扶養者数 3,459名 (男子1,075名 女子2,384名)	●該当被扶養者数 917名 (男子1名 女子916名)
●平均標準報酬月額 481,937円 (男子517,164円 女子287,134円)	●平均標準報酬月額 594,594円 (男子627,191円 女子306,116円)
●被保険者平均年齢 42.50歳 (男子43.50歳 女子36.97歳)	

編集後記

- ◆医療制度改革は最悪の赤字予算。近隣健保組合も軒並み赤字。むしろ「日本電子さんはまだ良い方だよ」との声も。過渡期における一時的現象なのか、今後も続くのか、注視していく必要あり。
- ◆始まります。余計なお節介「メタボ健診」が。男性85cm以上、女性90cm以上の腹囲の人は、覚悟されたし。(事務局)

職員の異動

左記のとおり、職員の異動がありましたのでお知らせします。

公告第273号 常務理事の退任・就任	公告第274号 事業所の編入
左記のとおり、議員の退任・就任がありました。これにより退任者が務めていた常務理事に、就任者を選任したので公告します。	左記の事業所を当健康保険組合の適用事業所として編入したので公告します。
「退任」 塚本 猛 平成20年3月31日付 「就任」 福島 一則 平成20年4月1日付	「事業所名」 データムインスツルメンツ株式会社 「所在地」 東京都立川市曙町2丁目9番8号 「編入期日」 平成20年4月1日

「前事務局長」 石原 正昭 平成20年2月3日付退任
「新事務局長」 末岡 弘 平成20年2月4日付就任